

# 晝間託兒所の諸問題

東京府囑託 朝 原 梅 一

(一)

現實のものがあるがまゝに見て居れば、何等の疑問も起らないが、多くあるものをならべて、縦から見たり、横から見たり、その起源を考へたり、變遷を辿つたりすると色々な問題が起つて來る。

我が東京府下には大正十年末に晝間託兒所が三十六團隊あつた、其内十二は會社工場の附屬であつて、二十四が一般的の託兒所である、尤も其内の三つは特殊小學校の附屬であつて、學校に來る兒童の弟妹を預るのであつて、他からは預らない、であるから誰れからでも預づかるのは二十一團體である。

(二)

抑、託兒所本來の目的は幼兒を教育すること云ふよりは衛生的方面を考へて家庭の邪魔者となる幼兒を預つてその保育の手傳をなし、母親の仕事の能率を擧げ収入を増し更に幼兒を通じて家庭の向上を計る

にあるのである、一體家庭の邪魔(足手まとい)になる子供はどんな年齢であるかと云ふと一歳から三四歳までの幼兒であらふ。

それならば現在の託兒所の幼兒の年齢はどうかと云ふと、十年末現在幼兒總數二千四百五十八名中一歳の幼兒百六十九名で總數の百分率から見ると(六・七〇%)。

- 二歳二百四名で(八・二九%)。
- 三歳百九十一名(七・六八%)。
- 四歳 三百六名(二・三九%)。
- 五歳 四百五十四名(一八・四六%)。
- 六歳 六百十四名(二五・三九%)。
- 七歳 四百六十三名(一八・八一%)。
- 八歳は六十二名(二・五二%)。

等で、一歳乃至三歳の幼兒は五百六十二名で總數の(二二・八四%)となり、百名中約二十三名弱の幼兒が居る譯であつて、四歳は百人中十二名、五歳乃至

八歳は百人中六十六名の多數を占むることになる。

### (三)

こう云ふ状態から考へると現在の託兒所の幼兒は幼稚園兒に該當する年齢の兒童が大部分を占めて居る、これでは労働者の家庭に於て足手まどひとなる子供を預つてその家庭の主婦の働きを可能にしその収入の増加を計るなどと云ふことは有名無實なことである、元來五歳乃至八歳の幼兒はやむを得ない時には隣にあづけることも出来る、それだに、一歳乃至三歳の幼兒はそうは行かぬ、であるから數の上から見た託兒所の内容は月謝の安ひ幼稚園に過ぎない様になつて、その使命の大半を失ふて居るのではあるまいか、こゝには大きな問題が存在して居るのである。

何故に年の多い子供を多く收容して年の少なる幼兒を斯様に少ししか收容しないかと云ふに、それは恐らくは經費の問題から來るのであらふ、五歳乃至八歳の子供は一人の保母が居れば五十名位は平氣である、幼稚園令に一人の保母の受持は四十名以下とあるが少し無理をすれば十名位はどうでもなる。所

が一歳乃至三歳の幼兒は一名の保母で五六名でも骨が折れる、そうなると現在の様に一ヶ所平均七十七名の幼兒を收容する託兒所には十名の保母を要することになる、けれども實際は一ヶ所の平均保母數は三・一人(三人強)であるから約三分一の保母にしか當らぬ、こうして保母の手不足である所から一歳乃至三歳の幼兒を收容するよりも手のかゝらない子供を多く收容する様になるのは人情の當然である。

### (四)

だから託兒所に年少の幼兒を多く收容するためには保母の數を増さねばならぬ、保母の數を増すには經常費を増さねばならぬことになる、茲にも託兒所の經營者が徹底的にその使命を果すか、申譯にその事業を經營するかの二つの分れ道がある、大に考慮を要する問題である。

それならばこの託兒所の經常費の出所はどうして出來て居るか云ふと、以上述べた、三十六團體中二十四が私立であつて他の十二は會社工場の附屬であるから會社の重役諸君の舌の働き様と頭の振り様ではどうにでもなるが存外こうした方面には注意が

足りない、それから二十四團體の私設事業の經費は、慈善家の寄附金、維持會員の會費、官公署の補助金、保育料等が主であつて以外には資金の出道が殆どない、若しも多額の寄附金を得やうとすれば募集專任の事務員を要する、こうなるこそその事務員には多額の俸給を出さねばならぬ、下手をやる資がとれなくなる、官公署の補助金もそう多額を得ることは困難である、そうなればこゝに多少考へられるのは保育料の値上げ問題である。

十年末調べの保育料は。

月納金壹圓(間食費を含む)が二ヶ所。

九拾錢(間食費を含む)が一ヶ所。

六拾錢(間食費を含まず)が一ヶ所。

五拾錢(間食費を含む)が二ヶ所。

以上が月額であつて、日納め。

金五錢(間食費を含む)一ヶ所。

四錢(二錢間食費を含む)一ヶ所。

三錢(間食費を含む)一ヶ所。

二錢(間食費を含む)が五ヶ所。

二錢(間食費を含み、他に壹錢の積立金を要す)が一ヶ所。

參錢(内間食費壹錢五厘)が一ヶ所。

金參錢(内貳錢間食費)一ヶ所。

壹錢(間食費其他に一日壹錢以上隨意貯金を要す)

二ヶ所。

壹錢(間食費)一ヶ所。

無料にして間食を與ふるもの六ヶ所。

計二十四ヶ所である。

### (五)

斯様に保育料の上から見ると大部分は有料とは云はれない位である、それなのに一ヶ所の平均經費は、年額貳千八百五十一圓〇八錢であつて、保姆一人當りの月額は七十九圓十九錢六厘にてその内に事務所費其他一切を含んで居るから幼兒一人當りに要する一ヶ月の經費は二圓十九錢九厘となる。然に今東京府下の幼稚園の月謝の重なるものをあげると、一ヶ月。

壹圓の月謝は(三〇%)。

貳圓の月謝は(二三%)。

貳圓五拾錢の月謝は(二六%)。

參圓の月謝は(一四%)。

壹圓五拾錢の月謝は(一〇%)。

參圓五拾錢の月謝(四%)。

その他(二五%)。

等である、尤も實際はこの月謝よりもつと昇つて居る様に思はれるが東京府學務課の臺帳で調べるとかくなるがこれは月謝の改正を届け出ないかそれとも記載を洩らしたかの様に思れる。こうして託兒所の保育料と比較すると託兒所はあまり月謝が少なすぎる。

託兒所に於ては今少しく年の少ない、本當に手足まどひとなる子供を預つて、家庭の収入を増す様にして、そのかわりに月謝を壹圓五十錢乃至貳圓位に増したらどうであらふか、託兒所に子供を託したのために月収の二十圓も増したらばその一割位を謝禮として支拂ふことは易々たるものであらふ、無料でやつて何時までもお慈<sup>なご</sup>げ根性を持たせるよりは反つて好いかも知れない多少多く徴收しても之を有効に使へばよいそしてよくよく事情のあるものはこれを免除する制度を設けることも差支はあるまい、こゝにも關係者の一顧すべき問題がある。

## (六)

終にも一つ述べべきは設備である、託兒所の子供を扱ふ上には諸種の衛生設備と遊戯器具の設備とを要する、矢張り十年末の現在の調に依ると三十六團體中その記載なき不明團體十二ヶ所であつて、二十六ヶ所の衛生設備を見ると、著更衣服(五九五)授乳器(三三)保育臺(七九)搖籃(五七)體溫器(八)身長器(八)胸圍器(八)浴室(一〇)衛生室(五)寢臺(三九)牛乳調節器(二)寢具(二六五)消毒器(四)等である、こうしてこの器具を二十四ヶ所に割り當て見ると一ヶ所に一個にも足らぬ重要な衛生設備品もある、殊に幼稚園には法令があつて遊園の如きは幼兒一人につき一坪の割合を以て設けるとか、保育室は五人につき一坪より小なるを得ずとか、繪畫、遊戯道具、樂器、黑板、机、腰掛、時計、寒暖計、煖房器、其他必要な器具を供べし、とか、敷地飲料水、採光窓等は小學校の例に依るべし、等幼兒を保育するに必要な概略を規定してあるが託兒所には一歳乃至三歳の幼兒のあるためこれ以上の衛生的設備がなければならぬが、幼兒の保健が論議される現代にも拘

らず、當局が托兒所に法令を設けてこれ等の衛生的設備を規定しないのは一種の怠慢とでも云ふべき大なる問題である。

けれどももしも託兒所に關する法令が出たなら三十六團體中恐らく該當する託兒所は三分の一もないかも知れない、若し半數以上も妥當する様な法令ならば有名無實で役にたぐぬものであるかも知れぬ、これは未來の問題。

此際法令の出ない前に先覺者たる託兒所の關係者は施設の改善をせらんことを望む。

## (七)

尙ほ幼稚園にも託兒所にも共通の問題であるが今少し遊園には兒童に適した固定的遊戯器具を設備して兒童の運動慾を満足させて欲しい、どこに行つてもこの點は淋しい感じがする、この運動器具の設備が完全すると多くの幼兒は次から次へと異つた器具に就いて自治的に遊んで保姆の世話を少なくして不知不識の間に身體を健全にする、之に反して器具の不足した所では多くの幼兒を少數の保姆さんが聲をからして世話をして神經衰弱を起して終ふ、それは

保姆さんの不幸のみならず、幼兒にも大なる不幸である、どうかして關係者諸氏の一考を煩はして託兒所の改善を計つてもらいたい。

暴言多謝。

(大正十二年一月二十五日)

## ○東京女子高等師範學校

### 保育實習科生徒募集

本年度は全國より募集し、試験を用ゐず履歴書による檢定によつて入學を許可する由、希望の者は規定の書式を整へ檢定料三圓を添へ本人より直接東京女子高等師範學校長宛願出することとなつた。規則書入用の者は同校事務所宛請求せらるべしとのことである。尙入學願書受附期限は三月上旬まで、ある。委細は二月中旬の官報にある。